

第 9 号 議 案
令和 6 年 7 月 2 3 日

合同訓令の一部改正について

府中町職員倫理規程及び府中町不当要求行為等対策要綱の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

(別 紙)

府総発第1557号
令和6年6月28日

府中町教育委員会教育長
新田 憲章 様

府中町長 寺尾 光司
(総務課)



合同訓令の一部改正について（協議）

このことについて、別紙のとおり一部改正することについて協議します。

訓令名

府中町職員倫理規程（平成15年合同訓令第1号）

府中町不当要求行為等対策要綱（平成23年合同訓令第1号）

改正理由

担当部長の職を新たに設置することに伴い、関係する規定の整備を行うもの。



府中町職員倫理規程及び府中町不当要求行為等対策要綱の一部を改正する訓令（案）

（府中町職員倫理規程の一部改正）

第1条 府中町職員倫理規程（平成15年合同訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「部の長」の次に「、担当部長」を加える。

（府中町不当要求行為等対策要綱の一部改正）

第2条 府中町不当要求行為等対策要綱（平成23年合同訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「除く。）」の次に「、担当部長」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年7月 日から施行する。

第1条による改正

府中町職員倫理規程新旧対照表

現 行		改 正 後	
本則・附則 [略] 別表（第11条関係）		本則・附則 [略] 別表（第11条関係）	
組織名	倫理監督者	組織名	倫理監督者
町長部局	府中町事務組織規則 （平成31年規則第6号）第6条に規定する部の長_____、危機管理監及び会計室長	町長部局	府中町事務組織規則 （平成31年規則第6号）第6条に規定する部の長、担当部長、危機管理監及び会計室長
[略]		[略]	

第2条による改正

府中町不当要求行為等対策要綱新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第7条 [略] 第8条 [略] 2 委員長は、副町長、副委員長は、総務企画部長をもって充て、委員は、府中町事務分掌条例（平成30年条例第29号）に規定する部の長（総務企画部長を除く。）_____、危機管理監、消防長及び教育部長をもって充てる。 第9条～第17条 [略]	第1条～第7条 [略] 第8条 [略] 2 委員長は、副町長、副委員長は、総務企画部長をもって充て、委員は、府中町事務分掌条例（平成30年条例第29号）に規定する部の長（総務企画部長を除く。）、担当部長、危機管理監、消防長及び教育部長をもって充てる。 第9条～第17条 [略]